

# 資料編

# 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

## 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

#### ■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

#### ■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

#### ■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定  
<建設業法等の一部を改正する法律>

## 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

#### ■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

#### ■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

## 建設業法の改正

### <目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

#### ■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

#### ■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.6.4  
公布・施行

## <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保 の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
- ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
- ・ 災害対応を含む 地域維持 の担い手確保へ配慮
- ・ ダンピング受注の防止
- ・ 下請契約を含む 請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

#### 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○ 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保 できるよう、  
市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した  
予定価格の適正な設定

効果

- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
- ・ 歩切りの根絶
- ・ ダンピング受注の防止 等

○ 不調、不落 の場合等における 見積り徴収

○ 低入札価格調査基準 や 最低制限価格 の設定

○ 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○ 発注者間の連携の推進 等

### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

○ 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○ 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減

○ 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注

○ 若手技術者・技能者の育成・確保 や 機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○ 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携 を図りながら協力

○ 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針 を策定

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
 ・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
  - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
  - 談合の防止
  - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】
  - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
    - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
  - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
    - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
  - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備<sup>(※)</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
    - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

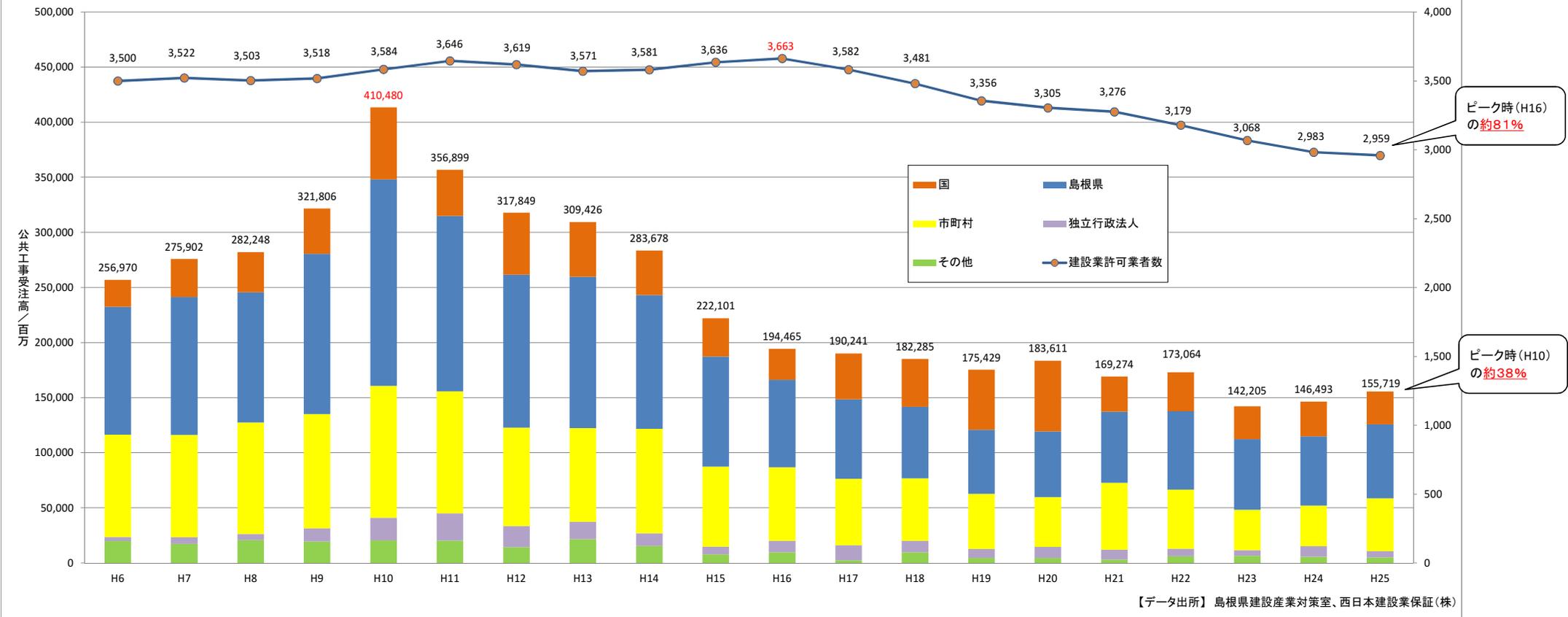
### 経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

### 施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）

### 公共工事受注高(保証取扱請負金額)、建設業許可業者数の推移

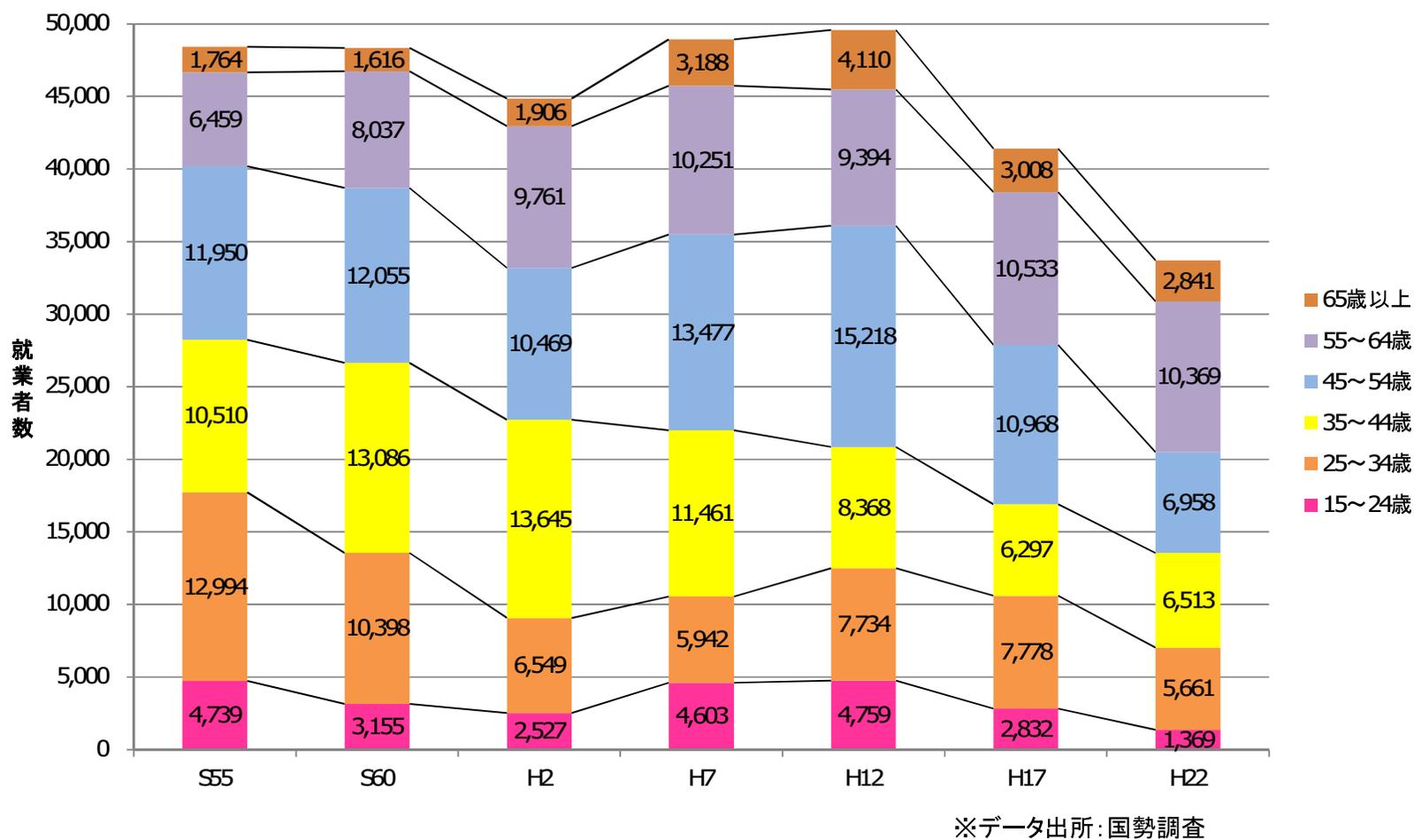


業者数	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	3,500	3,522	3,503	3,518	3,584	3,646	3,619	3,571	3,581	3,636	3,663	3,582	3,481	3,356	3,305	3,276	3,179	3,068	2,983	2,959
知事許可	3,436	3,455	3,433	3,445	3,512	3,572	3,545	3,500	3,514	3,565	3,588	3,511	3,412	3,293	3,246	3,221	3,129	3,017	2,933	2,905
大臣許可	64	67	70	73	72	74	74	71	67	71	75	71	69	63	59	55	50	51	50	54

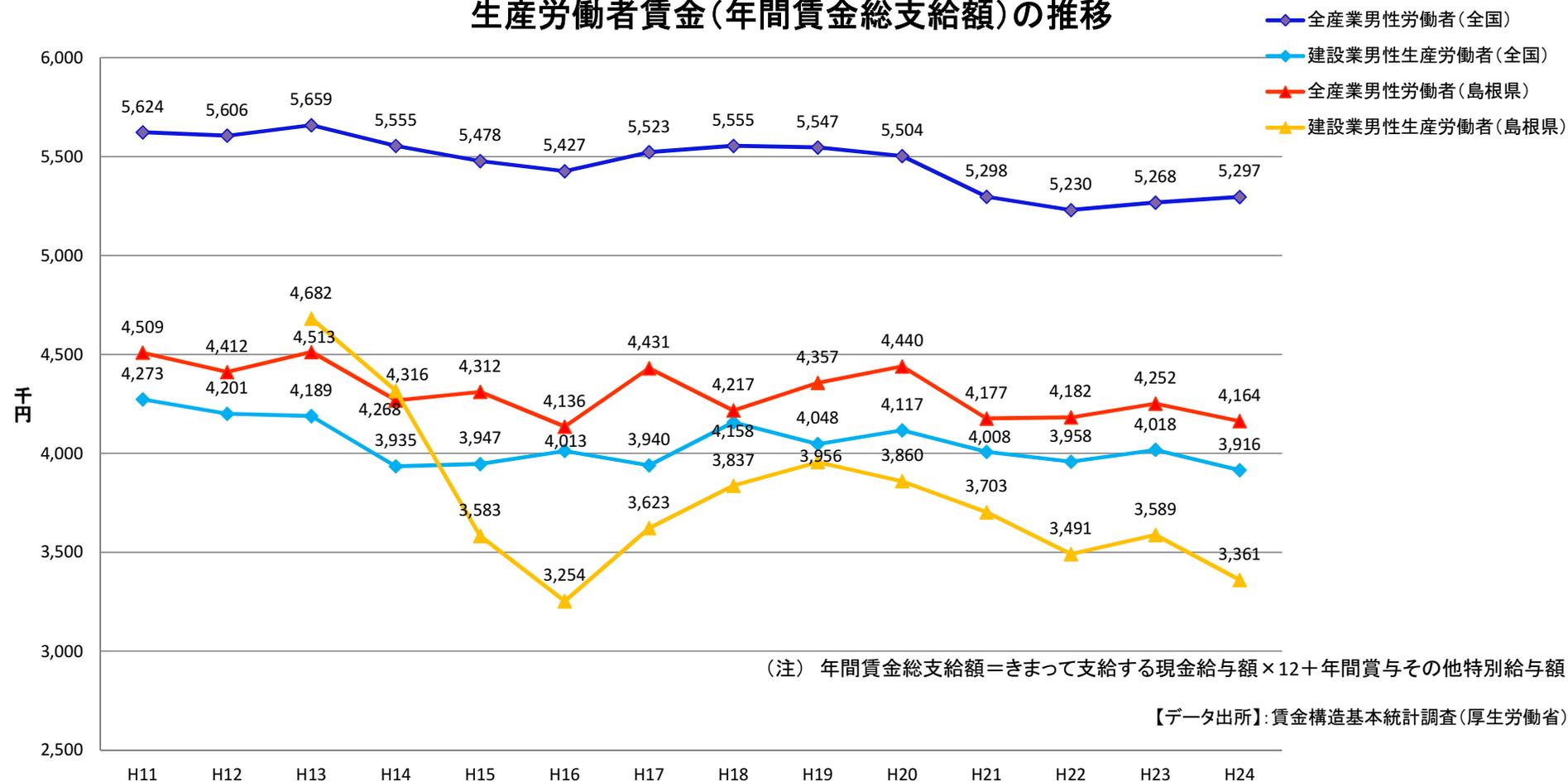
工事額	(百万)																			
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	256,970	275,902	282,248	321,806	410,480	356,899	317,849	309,426	283,678	222,101	194,465	190,241	182,285	175,429	183,611	169,274	173,064	142,205	146,493	155,719
国	24,377	34,498	36,486	41,225	65,279	42,012	56,075	49,627	40,501	34,798	28,117	41,502	43,496	54,365	64,199	32,007	35,316	29,723	31,545	29,801
島根県	116,053	125,195	118,169	145,246	187,342	159,077	138,955	137,414	121,277	99,907	79,532	72,240	64,914	58,299	59,564	64,399	70,989	64,165	62,828	67,043
市町村	92,817	92,821	101,220	103,882	119,777	110,642	89,250	84,994	94,760	72,433	66,496	60,414	56,624	50,055	45,197	60,751	53,850	36,656	36,810	48,055
独立行政法人等	3,690	5,999	5,408	11,777	20,354	24,618	19,058	15,701	11,502	7,142	10,567	13,489	10,536	8,120	9,986	8,919	6,813	4,964	9,475	5,621
その他	20,030	17,386	20,963	19,674	20,726	20,548	14,509	21,688	15,636	7,849	9,750	2,594	9,712	4,589	4,664	3,197	6,098	6,691	5,832	5,197

## 建設業就業者数(年齢階層別)の推移

- 建設業就業者数は減少が続いており、年齢階層別に見ると、若年層の減少が著しく、相対的に高齢層の割合が高まっている。
- 特に15～24歳の年齢層では、平成12年(4,759人)から平成22年(1,369人)の10年間で3分の1以下に減少している。



## 生産労働者賃金(年間賃金総支給額)の推移



※生産労働者=主として物の生産現場、建設作業現場等で作業に従事する者をいう。  
 ※建設業生産労働者の賃金は、都道府県ごとに集計されていないため、同統計の「職種別賃金(都道府県別)」により、以下の職種の支給額から算出した。

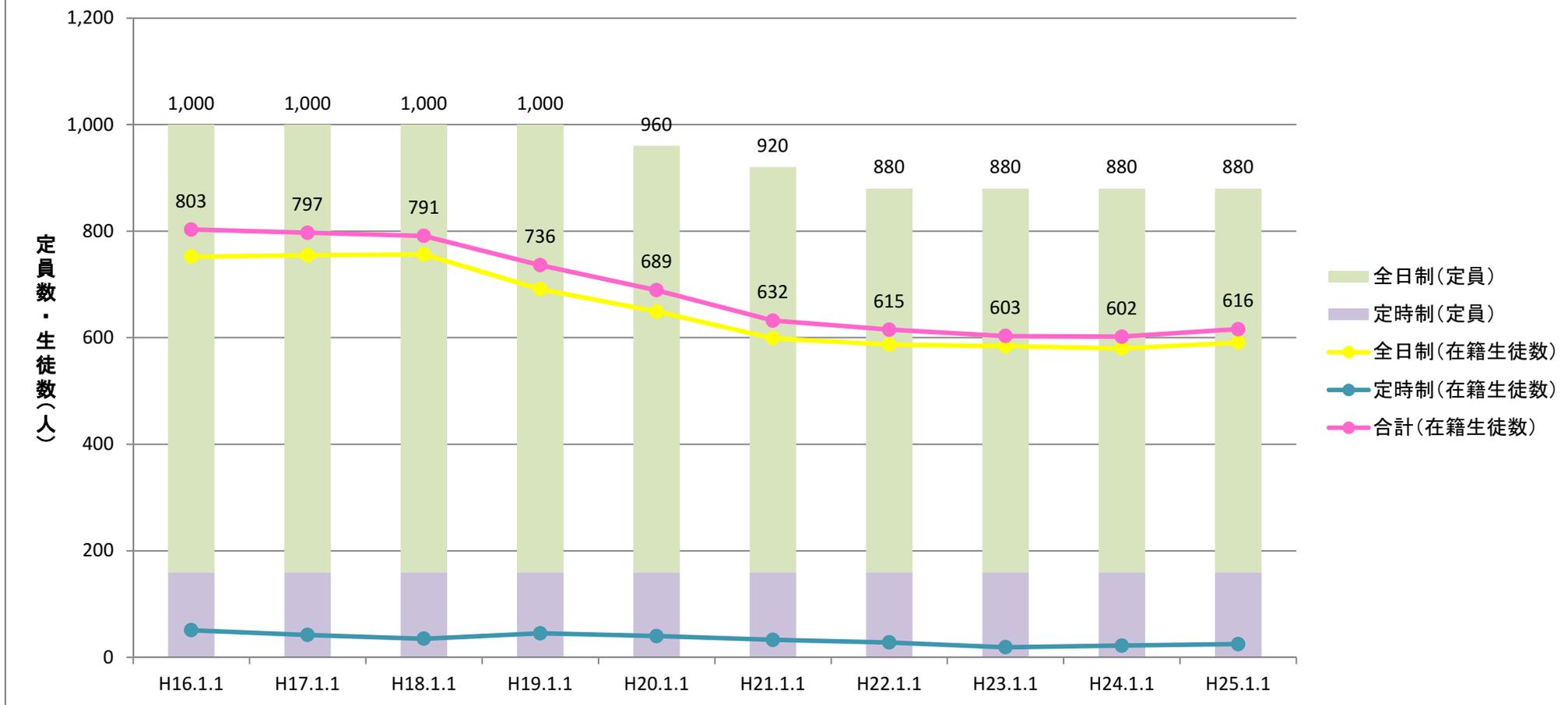
(参考)生産労働に従事する職種

クレーン運転工、建設機械運転工、玉掛け作業員、電気工、掘削・発破工、型枠大工、とび工、鉄筋工、大工、佐官、配管工、はつり工、土工

※H16以前は、クレーン運転工、玉掛け作業員が公表されている。

※都道府県別の数値は、H13から公表されている。

## 県立高校の土木系生徒数の推移



	H16.5.1	H17.5.1	H18.5.1	H19.5.1	H20.5.1	H21.5.1	H22.5.1	H23.5.1	H24.5.1	H25.5.1
全日制(定員)	840	840	840	840	800	760	720	720	720	720
定時制(定員)	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
合計(定員)	1,000	1,000	1,000	1,000	960	920	880	880	880	880
全日制(在籍生徒数)	752	755	756	691	649	599	587	584	580	591
定時制(在籍生徒数)	51	42	35	45	40	33	28	19	22	25
合計(在籍生徒数)	803	797	791	736	689	632	615	603	602	616

データ出所: 島根県教育委員会

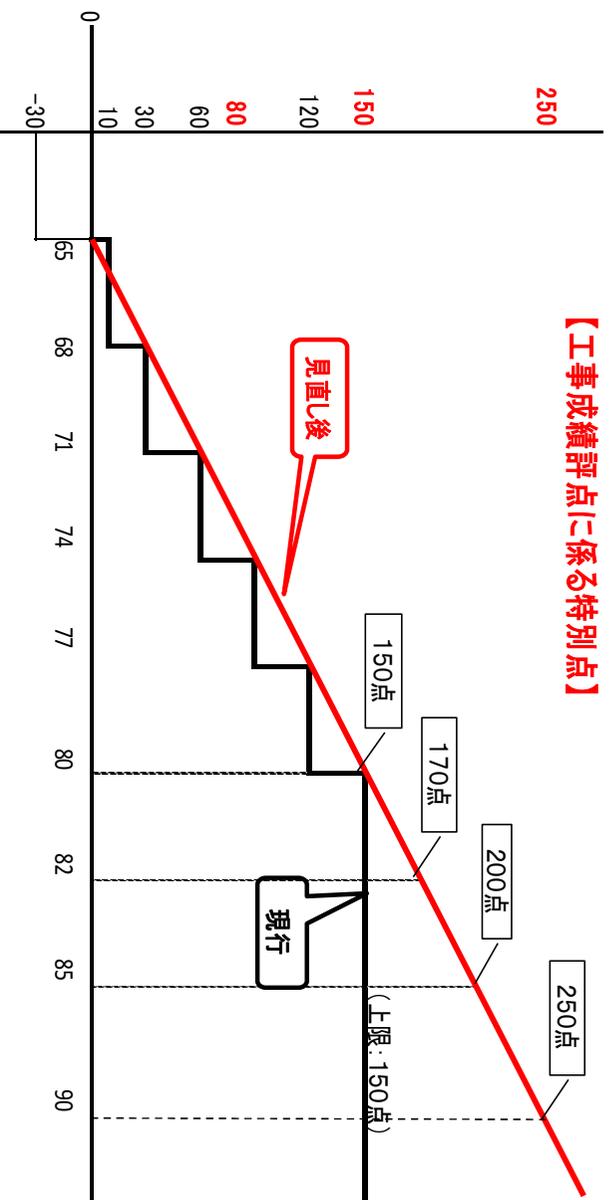
## 入札契約制度の見直しについて

### 1. 入札参加資格審査

#### (1) 技術力について

- ・ 工事成績評定点の評価方式の見直し  
評価手法をより実態に即した方式に変更し、「(加点) 上限」を撤廃

#### 【工事成績評点に係る特別点】



#### (2) 担い手確保

- ① 29歳以下の者の採用を評価 (最大5名)
- ② 小中高生等に対する活動 (職場見学・職場体験・出前講座等) を評価
- ③ 上記①対象者の「継続雇用」についても、別途評価

#### (3) 社会保険未加入対策

- H27・28 入札参加資格審査から「加入義務のある社会保険等に加入している者」のみを認定する

入札参加資格審査・特別評価項目

平成27・28年度 特別点

分類	No	項目	概要	H25・26 点数	配分
技術力	1	工事成績評点	県発注工事の評定点 土木一式:2年間、建築一式:5年間	▲30~ 150	175 (50.7%)
	2	継続学習CPD	土木一式:CPDS取得単位100ユニット	10	
	3		建築一式:CPD50ユニット		
	4	しまねハツ建設ブランド登録状況	新技術「しまね・ハツ・建設ブランド」登録:土木一式のみ	5	
	5	品質管理(ISO9000)	建設業でのISO9000シリーズの認証	10	
社会性	6	環境管理(ISO14001・エコアクション21)	建設業でのISO14001認証 中小企業向け環境経営システムの認証	5	80 (23.2%)
	7	障がい者雇用	「しまねゆめいかなバニー」認定要件	▲10~ 15	
	8	子育て・女性支援(見守り運動)	子ども・女性見守り運動の実施協力を登録した事業所	3	
	9	新分野進出	H23年3月以降、300万円以上の投資 H14年11月以降、3年以上の事業継続	10	
	10	労働安全対策(災害防止協会加盟)	建設業労働災害防止協会に加入	5	
	11	労働安全対策(安全研修受講)	上記協会が指定する「安全衛生教育研修」(7講座)の受講実績	10	
	12	(建退協加入)	建設業退職金共済事業への加入・履行	5	
		(退職金制度導入)	退職金制度又は建退協以外の退職金共済の加入	5	
		(企業年金加入)	企業年金制度に加入	5	
		(法定外労災加入)	業務災害及び通勤災害補償に関する保険に加入	5	
	地域貢献	13	雇用確保(新卒採用)	新卒者(高校・大学)の新規雇用	
14		雇用確保(継続雇用)	従業員の2年間の継続雇用(20名まで)	20	
15		除雪業務(土木一式のみ)	過去2年間の契約実績	20	
16		防災協定(県防災・家畜伝染協定締結)	・県と防災協定締結 ・県と家畜伝染病発生時の対応対策協定の締結 ・建築一式:建物応急危険度判定士の認定	30	
17		ボランティア活動(ハートフルしまね)	・2年間に2回以上 (旧ハートフルロード・旧河川海岸愛護団体)	10	
18		学校支援活動	小中高生等に対する担い手確保活動		
19		次世代育成支援(事業主行動計画・こころ)	次世代支援一般事業主行動計画 「こころカンパニー」の認定状況	▲10~ 12	前回は社会性に含む
法令遵守	20	行政処分	直近2年間において許可取り消し・営業停止・指示処分がある場合	▲30~ ▲10	-
	21	指名停止措置	直近2年間において指名停止措置を受けた期間	▲5/ 2週間	
		合計 上段:土木一式 下段:建築一式	(%数字は、前回に対する今回点数割合)		345 (330)

問題点・課題検討	H27-28 点数	配分
<p>工事件数が減っており対象期間の延長を検討する。 土木一式:経審の完成工事高も3年も認めている。 建築一式:評価対象工事件数は維持管理を含めると減ってはいない。 中四国地方の平均値:土木3.4年、建築4.0年 → <b>土木は従来の2年から1年延伸して3年、建築は5年に据え置く。</b></p> <p><b>加点方式の変更:段階的に加点する方式から、評点の平均点1点につき10点加算する方式に変更</b>  <b>加点の算出方法 = 平均点1点上がる毎に10点加算 = (評点の平均点(小数点第3位切捨) - 65点) × 10点</b>  <b>基準値:平均点65点で加点0点、平均点80点で加点150点(上限無し) 平均点65点未満は、一律マイナス30点</b></p>	▲30~ 350	最高点 365
<p><b>【平均点80点の場合】</b> 150</p> <p><b>【平均点80点の場合】</b> 165 (50.8%)</p>		
<p>経審で評価されている項目のため除外。</p> <p>経審で評価されている項目のため除外。</p> <p><b>障がい者雇用の確保の観点から加点を維持 法定雇用率以上の雇用 15点</b>  <b>但し、雇用を重視する観点から、障がい者を直接雇用しない商品購入支援の点数は下げる。</b>  <b>障がい者事業所へ商品購入支援 15点 → 10点</b></p> <p>少子化対策を支援する項目であり、点数は据え置き3点加点。  <b>但し、今回は登録後に主旨の添った活動を行い、担当課に実績報告を行ったもののみを加点</b></p> <p>技術力項目の割合を上げるために、見直しを行う。  <b>→ 新分野進出については、県として「新分野進出補助金事業」、「同助成金事業」や「新分野進出コーディネート事業」に別途取り組んでいることから評価からは除外する。</b></p> <p><b>建設業労働災害防止協会に加入のみではなく実効を求めため、建災防に加入し、協会の現場安全パトロール参加実績証明のある者のみを評価する。</b></p> <p>労働安全衛生法に定める研修として建設業に特化した内容を行っていることを証明出来るものは、建災防が実施するもの以外では、客観的な判断が難しい。<b>今回も研修受講としては建災防の指定講座とする。但し、7研修のうち、2研修を実際事故の多い重機運転事故防止と熱中症防止に関する内容のものに変更する。</b></p> <p>経営事項審査では、左記の4項目の内、退職金制度導入と企業年金加入のどちらかがあれば加点しており、両方に入っている者については、特別点として加点してほしい。(建設業協会)</p> <p>→ 経審加点条件以上の取り組みを行っている者については、担い手確保の点からも優良な企業といえることから、<b>左記の4項目を全て実施している者には5点加点する。</b></p>	▲10~ 15	38 (11.7%)
<p>若年者の担い手を広く募集し確保する観点から、加点対象を卒業6ヶ月以内の新卒者に限定せず、<b>29才以下の若年者を過去2年間に新たに採用し、申請時点で雇用している者を1名につき6点加点。(最大5名)</b>  <b>なお、若年者の担い手確保は最重要課題であるため、名簿期間内に雇用した者も追加認定時に加点する特別措置を講ずる。</b>  <b>担い手の継続雇用を評価する観点から、次回以降の加点についても検討(欄外【注】参照)</b></p>	30	122 (37.5%)
<p>経審項目ではあるが、<b>鳥根県として今後も災害対応、地域維持に資する者を評価する観点から、評価し、点数は据え置きとする。</b></p> <p>技術力項目の割合を上げるために見直しを行う。</p> <p>・中長期的な担い手確保のためには、義務教育世代へのアプローチが重要。  <b>→ 社会教育課所管の「学校支援企業等」に登録し、小中高生等に対して職場見学、職場体験等の担い手確保に資する活動を評価。</b></p> <p><b>次世代の地域の担い手確保のため、次世代育成支援に資する活動を評価 次世代行動計画作成4点、「こころカンパニー」認定8点</b></p>	20	
	20	
	30	
	5	
	5	
	▲10~ 12	
	▲30~ ▲10	
<p><b>「指名停止理由」が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の「2倍」とする。</b></p>	▲5~10 /2週間	-
	(0.94)	325 (310)

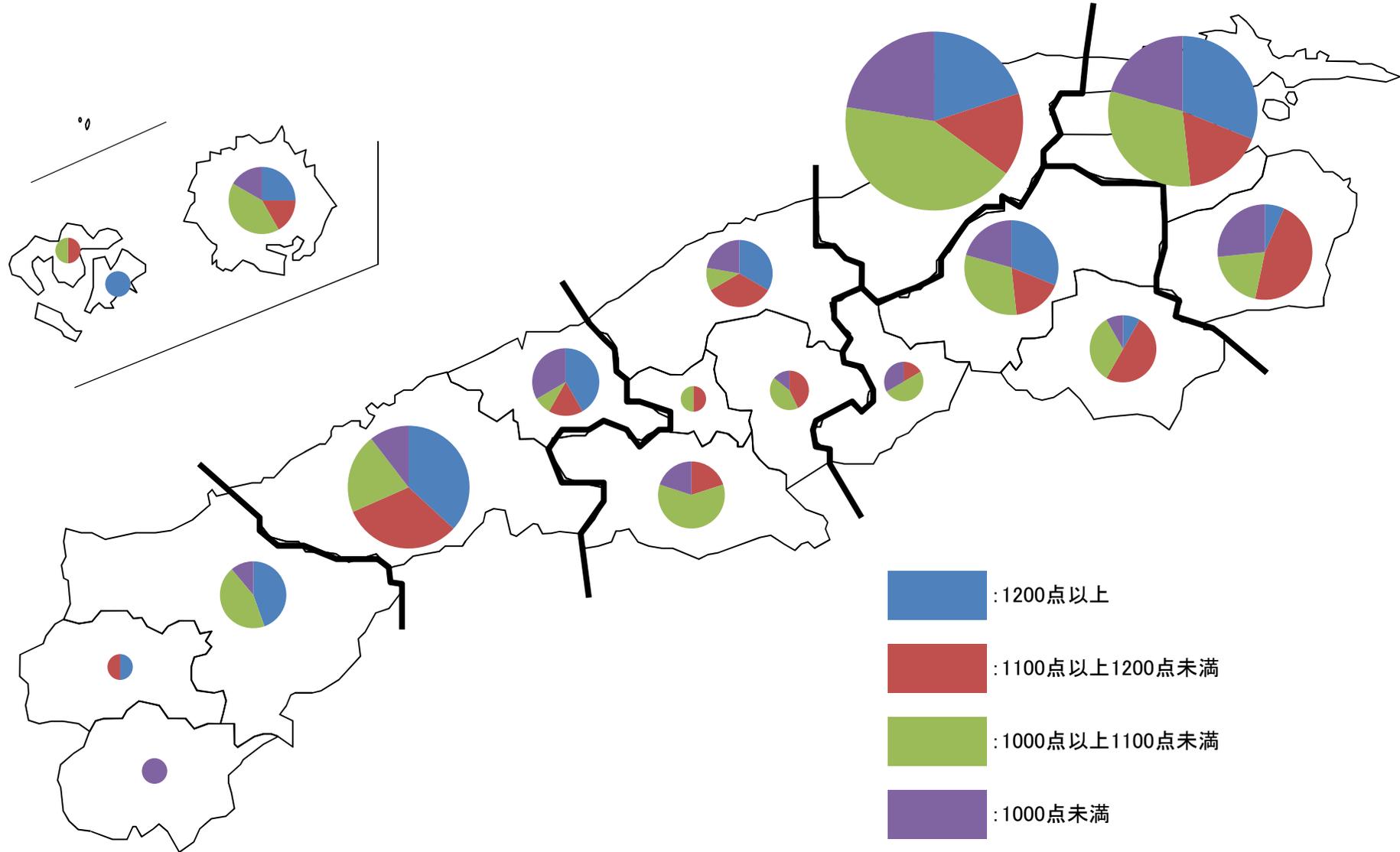
【工事成績評点の平均点が80点の場合】

【注】29才以下の新規雇用者として今回加点を受けた者を次回、次々回時点で継続雇用していれば、上記とは別枠で1名につき5点加点を予定。

特別点数の項目別改正状況（建設工事）

年度	H11・12年度	H13・14年度	H15・16年度	H17・18年度	H19・20年度	H21・22年度	H23・24年度	H25・26年度	H27・28年度
対象業種	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式	土木一式・建築一式
ランク	土木一式:A, B, C, D 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C, D 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C 建築一式:A, B, C	土木一式:A, B, C 建築一式:A, B, C	土木一式: . . . 建築一式: . . .
特別点数	最大70点	最大110点	最大80点	最大90点	最大270点	最大405点	最大405点	最大345点	最大 点
技術力項目	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点)	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ②島根県優良建設工事知事表彰者に対する加点	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ③島根県優良建設工事知事表彰者に対する加点 ②ISO(品質管理)に対し加点	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ②ISO(品質管理)に対し加点	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ⑫CPDS等への取組状況で加点 ⑪しまねハツ建設ブランドの登録状況に応じて加点 ②ISO(品質管理)に対し加点	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ⑫CPDS等への取組状況で加点 ⑪しまねハツ建設ブランドの登録状況に応じて加点 ②ISO(品質管理)に対し加点	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ⑫CPDS等への取組状況で加点 ⑪しまねハツ建設ブランドの登録状況に応じて加点 ②ISO(品質管理)に対し加点	①竣工検査評定書の評定点に応じて加点(減点) ⑫CPDS等への取組状況で加点 ⑪しまねハツ建設ブランドの登録状況に応じて加点 ②ISO(品質管理)に対し加点	
社会性項目			②ISO(環境対策)に対し加点	②ISO(環境対策)に対し加点 ⑤障害者の雇用状況に応じて加点(減点)	②ISO(環境対策)に対し加点 ⑤障害者の雇用状況に応じて加点(減点) ⑨次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業行動計画策定状況で加点 ⑩新分野の進出状況で加点	②ISO(環境対策)に対し加点 ⑤障害者の雇用状況に応じて加点(減点) ⑨次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業行動計画策定状況で加点 ⑩新分野の進出状況で加点 ⑬労働安全対策への取組状況で加点(災害防止協定等) ⑭建設労働者の福利向上(退職手当等)への取組で加点	②ISO(環境対策)に対し加点 ⑤障害者の雇用状況に応じて加点(減点) ⑨次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業行動計画策定状況で加点 ⑩新分野の進出状況で加点 ⑬労働安全対策への取組状況で加点(災害防止協定等) ⑭建設労働者の福利向上(退職手当等)への取組で加点	②ISO(環境対策)に対し加点 ⑤障害者の雇用状況に応じて加点(減点) ⑨次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業行動計画策定状況で加点 ⑩新分野の進出状況で加点 ⑬労働安全対策への取組状況で加点(災害防止協定) ⑭建設労働者の福利向上(退職手当)への取組で加点 ⑮子ども・女性みまもり運動の登録事業者に加点	
地域貢献項目					⑥ハートフル・河川愛護団体への登録・活動状況で加点 ⑦除雪等の契約実績で加点 ⑧災害時の対応状況で加点	⑥ハートフル・河川愛護団体への登録・活動状況で加点 ⑦除雪等の契約実績で加点 ⑧災害時の対応状況で加点 ⑮継続・新規雇用の取組に加点	⑥ハートフル・河川愛護団体への登録・活動状況で加点 ⑦除雪等の契約実績で加点 ⑧災害時の対応状況で加点 ⑮継続・新規雇用の取組に加点	⑥ハートフル・河川愛護団体への登録・活動状況で加点 ⑦除雪等の契約実績で加点 ⑧災害時の対応状況で加点 ⑮継続・新規雇用の取組に加点	
減点		③行政処分を受けたものに対する減点 ④指名停止を受けたものに対する減点	④行政処分を受けたものに対する減点 ⑤指名停止を受けたものに対する減点	③行政処分を受けたものに対する減点 ④指名停止を受けたものに対する減点	③行政処分を受けたものに対する減点 ④指名停止を受けたものに対する減点	③行政処分を受けたものに対する減点 ④指名停止を受けたものに対する減点	③行政処分を受けたものに対する減点 ④指名停止を受けたものに対する減点	③行政処分を受けたものに対する減点 ④指名停止を受けたものに対する減点	
改正内容のポイント	○経営事項審査の大幅改正 ○建設業の構造改革の推進 →技術力評価の充実 ○課題…特別工事(難易度工事の施工・優良工事受賞)等を加味した特別点の検討	○工事成績評価の比重拡大 ○業界に社会秩序の遵守等の徹底を図るためのヘルティの導入 ○合併支援措置の導入	○A級要件の厳格化 →配置技術者数に条件 ○舗装工事→常勤の管理技術者等に条件 ○JVIに対する調整措置の導入		○企業の社会性(地域貢献等)を適正に評価するため、大幅に項目を増加。	○経営事項審査の大幅改正 →客観点数の落込を特別点数で補完…社会性の加点重視	○前回と大きく変更せず、特別点数最大値は前回並みに抑え客観点とのバランスに配慮。 ○CPD、防災、安全講習等の配点、内容を若干改正。	○原点に立ち返り、企業の経営力、技術力を評価する方向性を示す ○特別点数の最高点を、345点に圧縮 ○技術力項目への評定配分を高める構成に変更	①引き続き、工事成績評定を中心とした技術力の評価を重視。 ②地域の維持、担い手確保の観点から、新卒者採用等の評価を重視。 ③県内業者をより客観的に評価する観点から、他県より多い特別点の評価項目の必要性及び配点の見直しを検討。

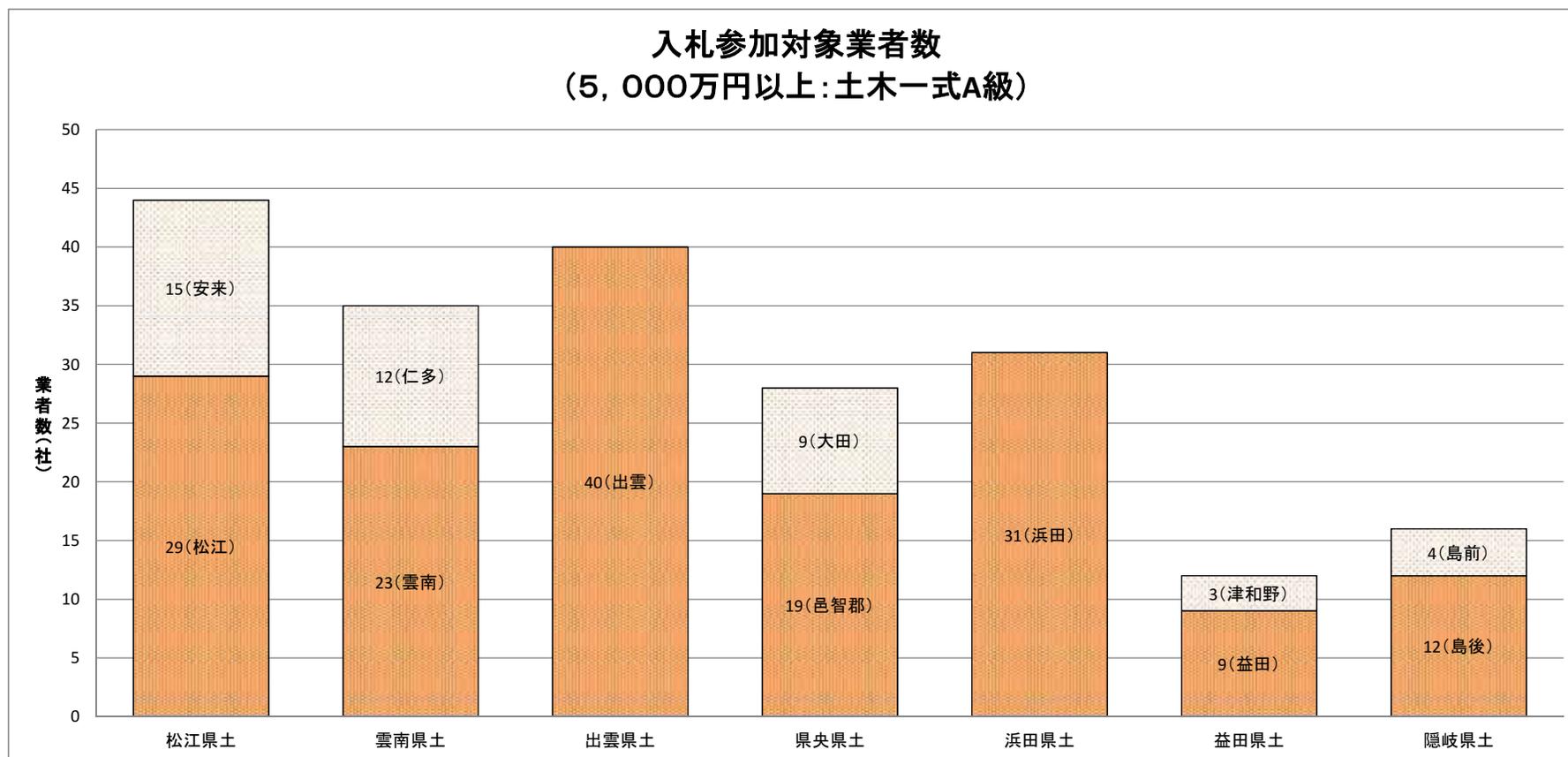
# 平成26年度 市町村毎 土木一式 点数別業者数(A級業者のみ)



市町村名	業者数	市町村名	業者数	市町村名	業者数	市町村名	業者数	市町村名	業者数	市町村名	業者数	市町村名	業者数
隠岐の島町	12	益田市	9	江津市	12	大田市	9	出雲市	40	雲南市	17	松江市	29
西ノ島町	2	津和野町	2	浜田市	19	川本町	2			飯南町	6	安来市	15
海士町	1	吉賀町	1			美郷町	7			奥出雲町	12		
知夫村	0					邑南町	10						

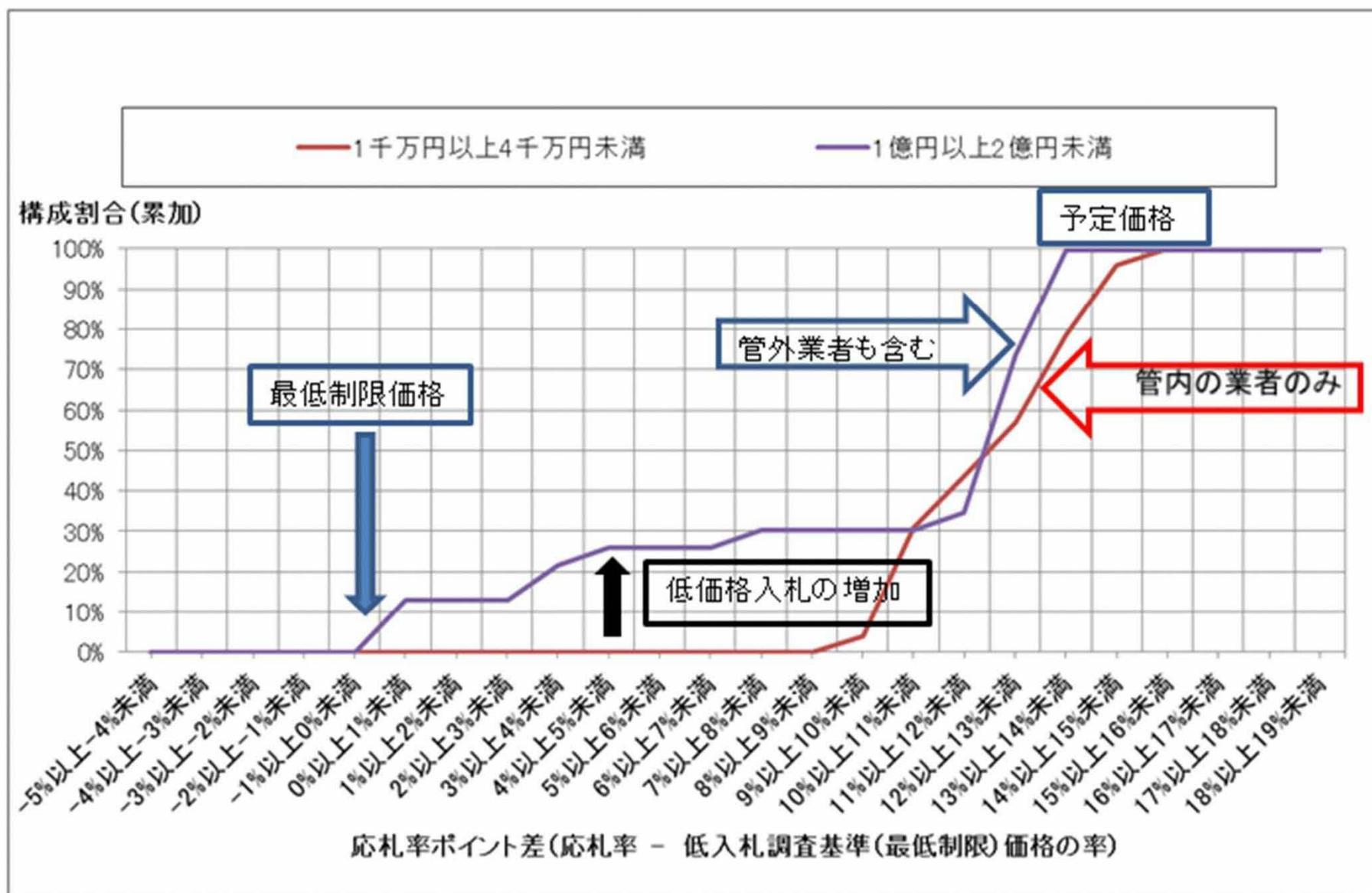
県内合計	A級合計	1200点以上	1100点以上1200点未満	1000点以上1100点未満	1000点未満
土木一式業者	205	46	51	70	38

## 地域ごとの入札参加対象業者数



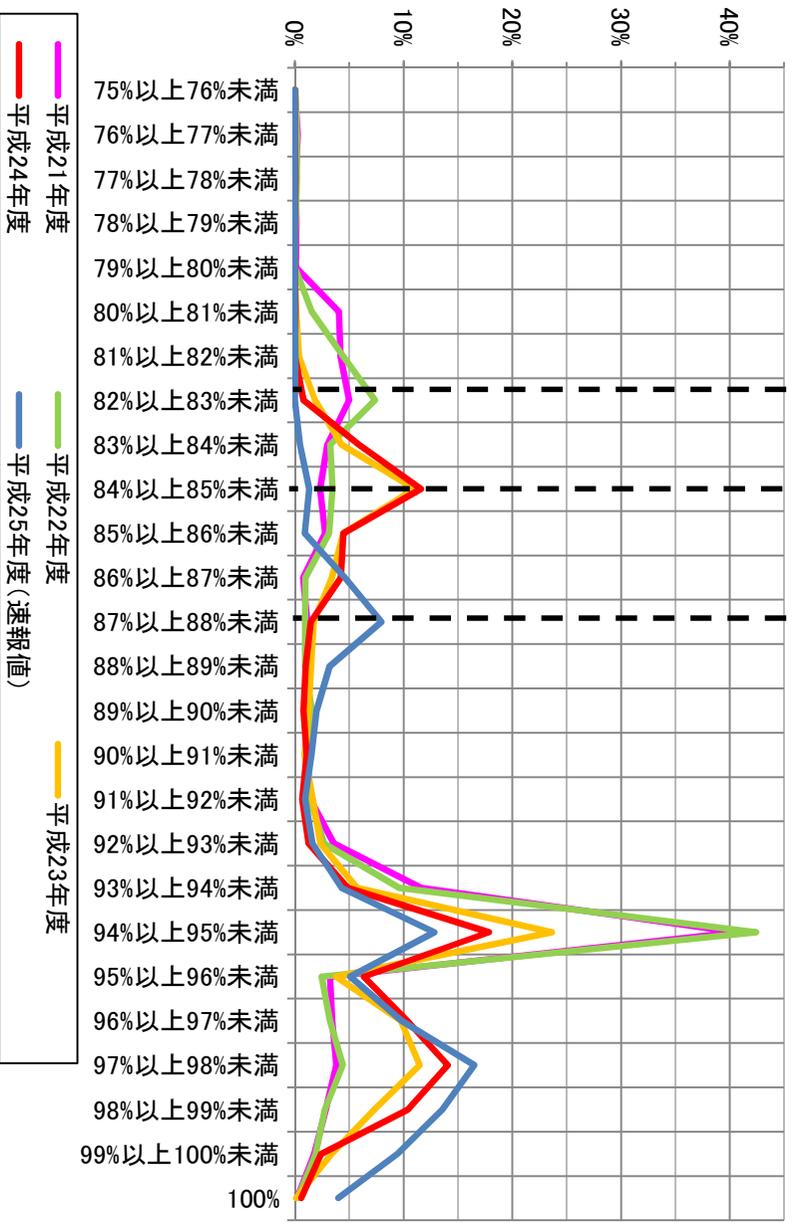
予定価格5,000万円以上(対象等級:A)

事務所	地区割	営業所所在地の要件	対象業者数
松江県土整備事務所	—	主たる営業所を松江県土整備事務所管内に有すること	44(松江29、安来15)
雲南県土整備事務所	—	主たる営業所を雲南県土整備事務所管内に有すること	35(雲南23、仁多12)
出雲県土整備事務所	—	主たる営業所を出雲県土整備事務所管内に有すること	40(出雲管内)
県央県土整備事務所	邑智郡	主たる営業所を邑智郡内に有すること	19(邑智郡19)
	大田市	主たる営業所を県央県土整備事務所管内に有すること	28(大田9、邑智郡19)
浜田県土整備事務所	—	主たる営業所を浜田県土整備事務所管内に有すること	31(浜田管内)
益田県土整備事務所	—	主たる営業所を益田県土整備事務所管内に有すること	12(益田9、津和野3)
隠岐県土整備事務所	—	主たる営業所を島根県内に有する者であって、主たる営業所又は営業所を隠岐支庁県土整備局管内に有すること	16(島後12、島前4)

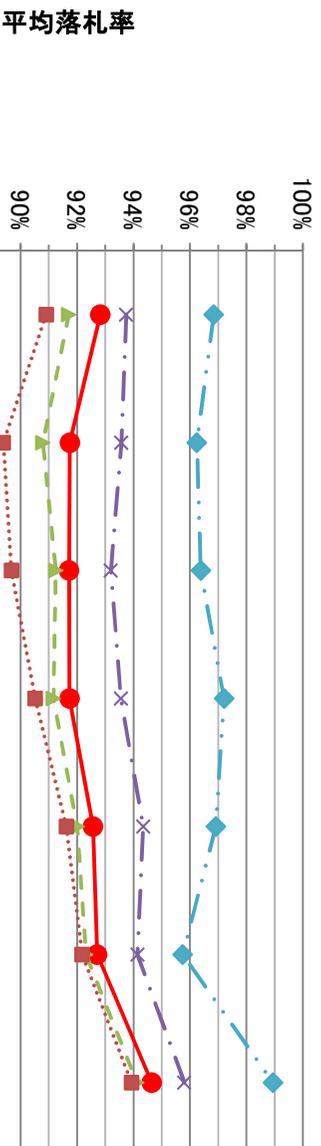


平成19年度～平成25年度 建設工事 落札率分布  
(土木部・総務部・農林水産部合計)

年度別落札率分布(全工事)



平均落札率の推移



## 低入札工事の状況

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調査基準価格設定工事	91	192	329	316	53	79
	3.9%	8.5%	14.8%	14.1%	2.7%	4.1%
最低制限価格設定工事	2,173	2,021	1,840	1,884	1,892	1,825
	92.6%	89.2%	82.7%	84.0%	96.4%	94.8%
設定なし (随意契約)	82	52	56	42	18	22
	3.5%	2.3%	2.5%	1.9%	0.9%	1.1%
	2,346	2,265	2,225	2,242	1,963	1,926

※調査基準価格設定工事 . . . 請負対象額が1億円以上及び総合評価方式による工事

※最低制限価格設定工事 . . . 請負対象額が1億円未満及び総合評価方式によらない工事  
(H23.2から1億円未満の総合評価方式に試行適用)

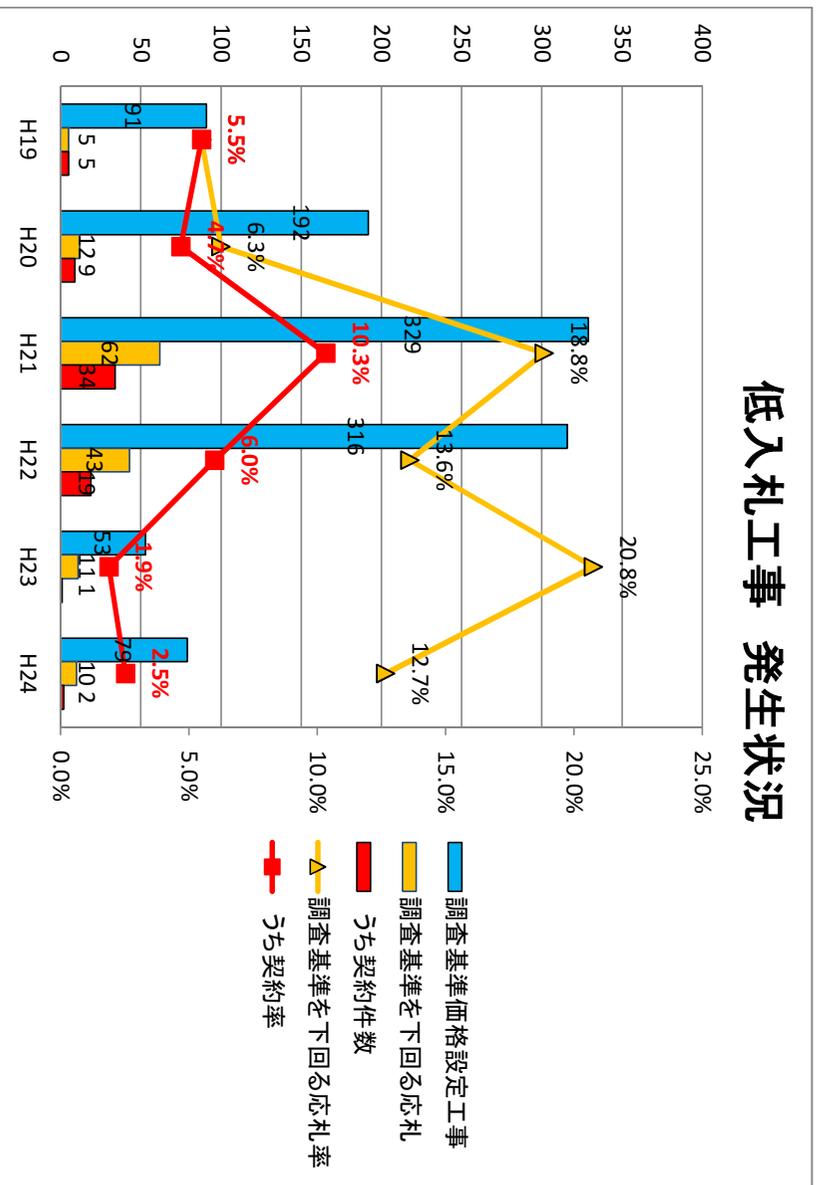
総合評価方式による工事のうち調査基準価格を下回る応札

(単位：件)

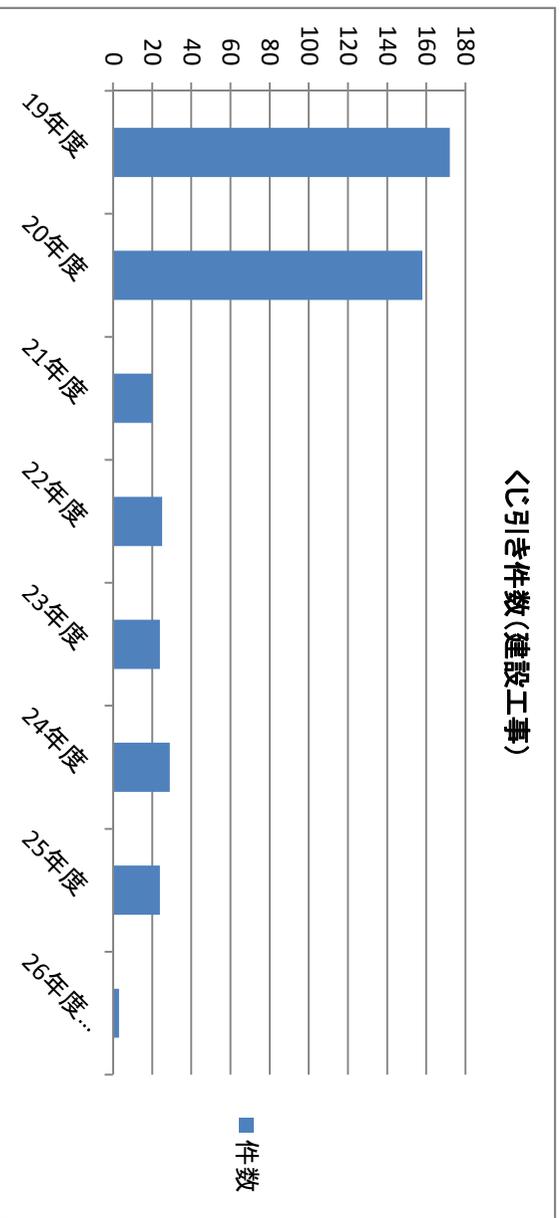
	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調査基準を下回る応札	5	12	62	43	11	10
うち契約件数	5	9	34	19	1	2

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調査基準を下回る応札率	5.5%	6.3%	18.8%	13.6%	20.8%	12.7%
うち契約率	5.5%	4.7%	10.3%	6.0%	1.9%	2.5%

## 低入札工事 発生状況



## 平成19年度～平成26年度 くじ引き件数



年度	工事	業務	総計
19年度	172		172
20年度	158		158
21年度	20	8	28
22年度	25	14	39
23年度	24	14	38
24年度	29	9	38
25年度	24	9	33
26年度 (H26. 6. 27時点)	3	4	7
総計	455	58	513

※件数について

- ・平成20年度まで：各事務所照会
- ・平成21年度以降：電子入札システムから抽出

※平成20年度の件数について（平成20年9月に設定基準を見直し）

- ・平成20年8月まで：103件
- ・平成20年9月以降：55件